

第1章 計画策定にあたって

1. 第3期地域福祉計画策定の背景及び趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進展、生活環境の変化、世代間の価値観の相違の拡大など社会構造の変化を背景に、家族の中でも一人ひとりが独立し、世帯構成がさらに少人数化へ進むことで家族の絆が弱まっています。また、地域では人と人とのつながりや地域への帰属意識が低下しています。こうした中で、ひきこもりや自殺、高齢者や児童への虐待、生活困窮者の増加、将来の通院や買い物への移動手段に対する不安、認知症や障がい者の権利擁護など、福祉における課題が多様化・複雑化しています。このような状況において、すべての人が住み慣れた地域社会の中で、安心して生活を続けていくことが、公共サービスに頼ることだけでは難しくなりつつあります。

行政が実施する福祉サービスに加え、幅広い市民参加による地域福祉の取り組みや、ボランティアやNPO法人、事業所等が相互に連携して取り組み、地域ぐるみで支え合う社会を実現していくことが求められています。

酒田市では、平成23年度に「第2期酒田市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、これまでも酒田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）をはじめとする各種地域福祉関係団体と連携しながら、多くの事業を実施してきました。従来の福祉サービスとともに、新・草の根事業による高齢者等の見守り、権利擁護の啓発と普及、災害時における要援護者の速やかな避難を支援するための災害時要援護者台帳の整備、高齢者等の除雪支援、地域子育て応援事業など様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、その後も急激な少子高齢化や核家族化、人口減少などに伴い、地域の福祉活動の担い手不足、支え合い活動のあり方の再検討、孤立防止や認知症・徘徊への対応、生活困窮者への支援など、新たな課題も浮かび上がっています。このような中で、本市では平成27年10月に酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策として、安全・安心な暮らしを守る環境づくりなど、地域福祉でも取り組まなければならない施策などをまとめました。

本計画においても、これまでの取り組みの経過や社会状況を見据えながら、基本理念を大きな柱とし、「つながりを大切にし 共に支え合うまち」、「安全で安心して暮らせるまち」、「地域福祉サービスの充実したまち」、「世代をこえて ひと ころを育てるまち」の4つの基本目標により、具体的な取り組みについて決めました。行政や社会福祉協議会、地域、市民、各種団体などが一体となり、「元気で笑顔あふれるまち酒田」を実現するために、地域福祉の施策と方向性を明らかにします。

2. 関連する福祉計画等との関係

酒田市地域福祉計画は、酒田市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略と整

合性のある地域福祉を推進するための総合的な計画であるとともに、酒田市高齢者保健福祉計画、酒田市介護保険事業計画、酒田市障がい者福祉計画、酒田市障がい福祉計画、酒田市子ども・子育て支援事業計画、新健康さかた21計画、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、酒田市の地域福祉に必要な考え方、方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。

なお、市社協が策定する「酒田市地域福祉活動計画」は、住民主体で実践する福祉活動を計画したものであり、行動計画として位置付けられます。酒田市地域福祉計画とは、いわば車の両輪のように連携し、地域福祉計画の一翼を担うものです。

3. 計画の期間

第3期酒田市地域福祉計画(以下「第3期計画」という。)は、地域の新たなニーズに対応するため、計画期間を平成28年度(2016年度)から平成32年(2020年度)までの5年間とします。

4. 計画づくりの経過

平成27年度に、市内36カ所の学区・地区社会福祉協議会(以下「学区・地区社協」という。)の区域で、アンケート調査と地区懇談会を実施しました。また、酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会を設置し、13名の委員から意見をいただき第3期計画を策定しました。

5. 計画の進行管理

毎年計画の進捗度を確認するとともに、社会情勢の変化や大きな制度改革などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. これまでの取り組み

第1期地域福祉計画(以下「第1期計画」という。)は、平成18年度に策定し、「地域福祉」への相互理解、気運の醸成、交流拠点づくり、ボランティア・NPO活動の推進といった部分が特徴的な項目としてあげられていました。これらは、これまでの5年間、市民・事業所・関係機関、行政等が連携し事業を実施してきており、着実に推進され地域に根差してきました。

地域の見守りについては、市社協と学区・地区社協が主体となって実施してきた新・草の根事業による高齢者等の見守り事業「見守りネットワーク支援事業」が全市域へ拡充され、その体制の充実が図られてきました。

新たに取り組んだ事業としては、行政における相談体制の充実として「市役所福祉

総合案内」の設置、国のモデル事業の指定を受けた「安心生活創造事業」による高齢者等への見守り活動の実施、災害時における高齢者等の速やかな安否確認と避難支援を目指す「災害時要援護者避難支援台帳の整備」、高齢者の活性化による元気な地域づくりのための「老連大学事業」、地域ぐるみで子育てを支援する「地域子育て応援事業」の展開などがあります。

次の第2期計画は、平成22年度に策定しました。計画の考え方は基本的に第1期計画を踏襲しました。コミュニティ振興会を中核とした地域福祉活動の推進、高齢者が安心して生活するための見守り体制の充実、市における福祉相談体制及び孤立する高齢者等の援助体制の強化、新たな課題（交通弱者、買い物弱者、除雪弱者等）に対する支援、災害時の要援護者の支援体制づくりを重点的に取り組み、多くの事業が福祉施策に沿って継続して実施されております。

新しい取り組みの主なものとしては、地域自らがお互いに助け合う「地域支え合い活動推進事業（琢成地区のよろずや琢成、日向地区の除雪ボランティア・防災マップづくり等）」、高齢者等のひきこもり対策としての「居場所づくり事業（地域高齢者支え合い事業）」、一人暮らし高齢者対策としての「救急安心カード整備事業」などを実施しています。また、平成24年度より新聞、配食などの民間事業者との間に一人暮らし高齢者等の見守り、異変の通報などの協力体制を構築、連携を図っています。

第2期計画では、当初位置付けられた事業については、ほぼ継続して事業が実施されており、事業を着実に推進しているものと考えます。

参 考

◎地域福祉とは

地域福祉とは、地域に住むすべての人が、住み慣れた家庭や地域の中で、自分らしく安心して生活を送ることができるように、同じ地域に暮らす仲間として、地域全体で支え合っていく関係をつくることとされています。

自分たちが住んでいる「地域」で、何らかの支えを必要としている人やその家族が、自立した生活を送ることができるように、また、誰もが自分らしく、よりよく生きることができるように、行政をはじめ、事業者、地域住民が協力して、住み良いまちをつくりあげる取り組みです。

法制上においても、平成12年の社会福祉法改正で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めています。

社会福祉法より抜粋

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日

常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならぬ。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

◎酒田市地域福祉計画イメージ図

